

議会の委任に基づく専決処分について

【報告案件1】

1 和解(示談)当事者

練馬交通株式会社

中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年(2016年)10月3日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野五丁目64番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員は、遺跡発掘調査の現場を確認するため、庁有車で中野通りを南方面に向かって左車線を走行し、方向指示器を点滅させた上で右車線に車線変更したところ、同車線を走行していた相手方車両の左後部に庁有車の右前部が接触し、相手方車両及び庁有車のバンパー等が破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害194,196円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)の成立の日

平成28年(2016年)12月10日

5 区の賠償責任

本件事故は、庁有車を運転していた区の職員の車線を変更する際の確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方車両の修理費162,196円及び当該修理に要した期間4日間に係る休車損害32,000円の合計金194,196円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対し、口頭注意を行うとともに、平成28年12月13日に実施された安全運転講習会を受講させた。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

中野区民
中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年（2016年）7月14日

(2) 事故発生場所

東京都中野区鷺宮三丁目45番先交差点

(3) 事故発生状況

区の職員が公務中に自転車で新青梅街道を下り方面に走行し、上記(2)の交差点を青信号に従い左折したところ、同街道を自転車で下り方面に走行し、同交差点を直進してきた相手方と接触し、同人が転倒した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害58,420円のうち、過失割合（相手方3割5分、区6割5分）に従い、37,973円について相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成28年（2016年）12月27日

5 区の賠償責任

本件事故は、区の職員が交差点を左折する際の安全確認を怠ったことにより発生した事故であるが、相手方にも、交差点を直進する際の安全確認を怠った過失があることから、双方の過失割合を相手方3割5分、区6割5分として和解するに至った。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は診療費、傷害慰謝料等の合計58,420円であり、区の過失割合は6割5分であることから、区の損害賠償額は37,973円である。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

- (2) 所属内の職員を対象とした自転車安全運転講習会を開催し、安全運転を励行するよう徹底した。

【報告案件3】

1 和解（示談）当事者

株式会社吉井建設工業
中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年（2016年）11月17日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野六丁目17番先丁字路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため軽小型貨物車で上記(2)の丁字路を左折しようとした際、前方から車両が来たため当該車両を避けようと当該軽小型貨物車を後退させたところ、当該丁字路上に停車していた相手方の車両に衝突した。この事故により、相手方の車両の左後部のバンパー及びテールランプが破損した。

3 和解（示談）の要旨

区は、本件事故により相手方が被った損害375,251円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）の成立の日

平成29年（2017年）1月12日

5 区の賠償責任

本件事故は、軽小型貨物車を運転していた区の職員の後方確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の車両の修理代金及び代車に係る経費等の合計375,251円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。

(2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。

【報告案件4～7】

1 和解当事者

報告案件	原告	被告
4	中野区	有限会社マンガヴィジョン
5	中野区	中野区民
6	中野区	中野区民
7	中野区	プラネッツフーズ株式会社

2 経過の概要

本件は、区が提起した土地建物明渡等請求事件（平成28年（ワ）第38798号）について、第1回口頭弁論期日において、上記1の各当事者に対し裁判所から和解の勧誘があり、各当事者が当該勧誘に応じ、訴訟上の和解による解決が図られた。

3 訴訟経過

平成28年（2016年）11月16日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成29年（2017年）1月25日 第1回口頭弁論期日 裁判所の和解勧誘

同年2月13日 和解期日 和解成立

4 和解条項の内容

- (1) 被告は、原告に対し、原告所有の建物の一部（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 原告は、被告に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 被告は、原告に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 被告は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、原告が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 被告は、原告に対し、占有移転禁止仮処分命令申立事件について、原告が供託した担保の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 被告は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、原告に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (7) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (8) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は各自の負担とする。

5 和解の理由

本件については、裁判所から和解の勧誘があったところ、上記1の各被告も無権原

の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、区が訴えを提起した土地建物明渡等請求事件等の裁判手続において当該各被告から区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、訴訟上の和解により解決することとした。

【報告案件 8】

1 和解当事者

申立人 中野区

相手方 株式会社ライト

2 経過の概要

本件は、区が旧桃丘小学校に係る建物の占有を続ける相手方に対しその明渡し等を求める訴えの提起を行う前に、相手方から区に対し訴訟以外の解決の申出があったことから、当該申出に応じ、訴え提起前の和解による解決が図られた。

3 申立て経過

平成29年（2017年）1月12日 東京簡易裁判所に訴え提起前の和解申立て
同年2月20日 和解期日 和解成立

4 和解条項の内容

- (1) 相手方は、申立人に対し、申立人所有の建物（以下「本件建物」という。）を権原なく占有していることを認める。
- (2) 申立人は、相手方に対し、本件建物の明渡しを、平成29年3月31日まで猶予する。
- (3) 相手方は、申立人に対し、平成29年3月31日限り、本件建物を明け渡す。
- (4) 相手方は、本件建物内に残置した全ての動産について、その所有権を放棄し、申立人が自由に処分することにつき何ら異議を述べない。
- (5) 申立人は、相手方に対する占有移転禁止仮処分命令申立事件を取り下げる。
- (6) 相手方は、申立人に対し、(5)の仮処分命令申立事件について、申立人が供託した担保の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (7) 相手方は、東京地方裁判所平成28年（ワ）第33966号賃借権確認請求事件及び東京地方裁判所平成28年（ワ）第38798号土地建物明渡等請求事件について、申立人に対し、陳述書面の作成等の裁判手続につき誠実に協力する。
- (8) 申立人及び相手方は、本件に関し、申立人と相手方との間で本和解条項に定めるものの他に債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 和解費用は各自の負担とする。

5 和解の理由

本件については、相手方から訴訟以外の解決の申出があったところ、相手方も無権原の占有であることを認めて占有建物を明け渡すこと、区が訴えを提起した土地建物明渡等請求事件等の裁判手続において相手方から区が協力を得られることで当該事件等の早期解決に資すると考えられることから、訴え提起前の和解により解決することとした。